

各都道府県・指定都市教育委員会 GIGA スクール構想主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム

Chat GPT 等の生成 AI の学校現場の利用に向けた今後の対応について

Chat GPT 等のいわゆる生成 AI を活用した様々なサービスが生まれる中で、学校現場における生成 AI の利用については、AI による誤回答や AI 生成物か否かを見分けられないなど、様々な議論や懸念の声があるものと承知しており、子供達の批判的思考力や創造性への影響、個人情報や著作権との関係などについて整理が必要であると考えております。

一方、学習指導要領では、「学習の基盤となる資質・能力」として、「情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見したり、自分の考えを形成するために必要な能力」である「情報活用能力」を位置付けており、新たな技術である生成 AI を使いこなすといった視点も必要です。

これらを踏まえ、文部科学省では、政府全体の検討状況や中央教育審議会の議論を踏まえ、生成 AI の学校現場での利用に関するガイドラインを夏前を目途に策定・公表することとしておりますので、お知らせいたします。

なお、Chat GPT を提供する OPEN AI 社の利用規約によれば、Chat GPT の利用は 13 歳以上である必要があり、18 歳未満の場合は保護者の許可が必要であるとされております。Chat GPT を利用する場合には、この利用規約を踏まえた対応が必要であることを申し添えます。

このことについて、各都道府県教育委員会担当課におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し周知すると共に、特に市区町村教育委員会へは所管の学校に対しても周知するよう、御伝達をお願いします。また、各指定都市担当課におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますよう、お願いいたします。

(参考)

- ・「生成 AI (Chat GPT) の学校現場での取扱いに関する今後の対応について」(令和 5 年 5 月 16 日 中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会 (第 1 回) 資料 6)
- ・(参考) 学習指導要領における「情報活用能力」に関する主な記述

【本件連絡先】

初等中等教育局 学校デジタル化プロジェクトチーム

TEL : 03-5253-4111 (代表) 内線 3802

e-mail : manabisentan@mext.go.jp

生成AI（Chat GPT）の学校現場での利用に関する今後の対応

- 学校現場での生成AIの利用については、様々な議論や懸念がある
⇒ 批判的思考力や創造性への影響、個人情報や著作権保護の観点等について、
リスクの整理が必要
- 一方、学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力として「情報活用能力」を位置付け。新たな技術である生成AIをどのように使いこなすのかという視点や、自分の考えを形成するのに活かすといった視点も重要

※他方、Chat GPTを提供するOPEN AI社の利用規約によれば、Chat GPTの利用は13歳以上、18歳未満の場合は保護者の許可が必要とされている

- 学識経験者及び現場教員に対する書面ヒアリングを開始（4月下旬～）
- 政府のAI戦略チーム（5/8）、AI戦略会議（5/11）
- 本特別委員会においても、ガイドライン案を更に議論

ガイドラインver1.0(項目イメージ)【政府全体の議論も踏まえ、夏前を目途に公表】

- 生成AIについての説明
- 情報活用能力との関係
- 年齢制限や著作権、個人情報の扱い
- 活用が考えられる場面、禁止すべきと考えられる場面
- 授業デザインのアイデア（生成AI自体を学ぶ授業＋具体の活用法）

(参考) 学習指導要領における「情報活用能力」に関する主な記述

小学校学習指導要領(平成29年3月告示)抜粋

第1章 総則 第2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

小学校学習指導要領(平成29年3月告示)解説 総則編 抜粋

第3章 教育課程の編成及び実施 第2節 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力

(1) 学習の基盤となる資質・能力

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力の育成が重要となる。また、情報技術は人々の生活にますます身近なものとなっていくと考えられるが、そうした情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも重要となる。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。こうした情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤であり、これを確実に育てていくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。

※中学校・高等学校は、小学校の学習指導要領、同解説にある「児童」が「生徒」となる。

(参考) 学習指導要領における「情報活用能力」に関する主な記述

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）解説 総則編 抜粋

第3章 教育課程の編成及び実施 第3節 教育課程の実施と学習評価

1 (3)

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどである。このため、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、児童に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。

併せて児童の発達の段階に応じて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要である。さらに、情報モラルに関する指導は、道徳科や特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や、さらに生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。

※中学校・高等学校は、小学校の学習指導要領、同解説にある「児童」が「生徒」となる。